| 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 | | 鳥取県地球温暖化対策条例及び鳥取県手数料徴収条例の- | 手数料徵収 | | 部を改正す |
|--|---|----------------------------|-------|---|-------|
| ることについて、次のとおり専決処分をする。 平成26年1月31日 | | | | | |
| | | 鳥取県知事 | 計 | 井 | 架 |
| 鳥取県地球温暖化対策条例及び鳥取県手数料徴収条例の- | 4、徴収条例の一部を改正する条例 | | | | |
| (鳥取県地球温暖化対策条例の一部改正) | | \ | | | |
| 鳥取県地球温暖化対策条例(半成21年鳥取県条例第36号) 表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる | 条 鳥取県地球温暖化対策条例(半成21年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改止する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 | こ攻止する。 トように改正する。 | | | |
| 改正 | (後) | 设 | | 遍 | |
| | | | | | _ |

| (省エネルギー型機器の使用) | (省エネルギー型機器の使用) |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 第17条 電気、ガスその他のエネルギー (エネルギーの使用の合 | 第17条 電気、ガスその他のエネルギー(エネルギーの使用の合 |
| 理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規 | 理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定 |
| まするエネルギーをいう。以下同じ。)を消費する機械器具等 | するエネルギーをいう。以下同じ。)を消費する機械器具等 |
| (以下「電気機器等」という。)を使用する者は、エネルギー | (以下「電気機器等」という。)を使用する者は、エネルギー |
| の消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」と | の消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」と |
| いう。)がより高いものを使用するよう努めるものとする。 | いう。)がより高いものを使用するよう努めるものとする。 |
| | |
| M 則 | M 則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3 | 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第3 |
| 章、第6章及び第22条の規定は、平成22年4月1日から施行す | 章、第6章、第22条及び附則第3項の規定は、平成22年4月1 |
| Ñ | 日から施行する。 |
| (エンジン停止条例の廃止) | (エンジン停止条例の廃止) |
| 2 路 | 2 路 |

| 3 節2条の規定は、平成22年4月1日以後にエネルギーの使用 (エンジン停止条例の廃止に係る経過措置) 1 所 4 略 5 略 (検討) 6 略 (最短具手数料徴収条例の一部改正) 6 略 (特別) 6 略 (2 取る表の改正前の欄に掲げる規定を同様の表の子の機に移び場) 6 略 (2 取るまの表の改正的の欄に掲げる規定を同様の表の子ように改正する。 6 m (2 取るまの表の表の表しまする。 6 m | | | | (適用) | | |
|--|---|----------------|-------------------|--------------|---|---|
| (エンジン停止条例の廃止に係る経過措置) 4 3 略 4 4 略 5 5 略 6 5 扇取県手数料徴収条例の一部改正) 6 2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に次の表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に次の表の改正後の欄に掲げる規定を回表の改正後の欄に掲げる規定に次の表の改正的の欄に掲げる規定を回表の改正後の欄に掲げる規定に | | | | 第19条の規定は、 | 月 1 | |
| (エンジン停止条例の廃止に係る経過措置) (エンジン停止条例の廃止に係る経過措置) 3 略 4 略 4 略 5 略 5 略 (検討) 2条 鳥取県手数料徴収条例の一部改正) 6 略 2次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 改 正 | | | | の合理化に関する法律 | 貧75条第1項の規定による届出が提出さ | |
| (年ンジン停止条例の廃止に係る経過措置) 4 略 4 略 5 略 (検討) (検討) 5 略 6 略 2条 鳥取県手数料像収条例の一部改正) 6 略 2条 鳥取県手数料像収条例の一部改正) 6 略 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 定 後 应 正 应 正 应 应 正 正 | | | | れる新築等について適月 | 348. | |
| 3 略 4 略 4 略 5 略 (検討) (検討) 5 略 6 略 2条 鳥取県手数料徴収条例の一部改正) 2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 改 正 | | (エンジン停止条例の廃止に | 系る経過措置) | (エンジン停止条例の廃1 | こに係る経過措置) | |
| 4 略 (検討) (検討) (検討) 5 略 6 略 島取県手数料徴収条例の一部改正) 6 略 2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 改 正 | | | | | | |
| (検討) (検討) 5 略 6 略 鳥取県手数料徴収条例の一部改正) 6 略 2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 立 正 | | | | | | |
| 5 略 6 略 鳥取県手数料徴収条例の一部改正) 6 略 2条 鳥取県手数料徴収条例 (平成12年鳥取県条例第37号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 改 正 | | (検討) | | (検討) | | |
| 島取県手数料徴収条例の一部改正) 2条 鳥取県手数料徴収条例 (平成12年鳥取県条例第37号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 後 改 正 | | | | | | |
| 島取県手数料徴収条例の一部改正) 2条 島取県手数料徴収条例 (平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 改 正 | | | | | | |
| 2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改正 (後 改 正) (| | | Ε) | | | 1 |
| 下線で示すように改正する。 改正 | 無 | • | | を次のように改正する。 | | |
| 正 後 改 正 | | 次の表の改正前の欄に掲げるタ | 規定を同表の改正後の欄に掲げる規気 | | ° 2 4 5 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
| | | 公 | | 及 | | |
| | | | | | | |

| (主数粉の)機(12) | (工数次) |
|--|--|
| (1%11) 例で、 (数で) (数で) (数で) (数で) (数で) (数で) (数で) (数で) | (13/11) 例で、 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為に |
| - パーパー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー | - パージェ ちょんこう かん ここじょ ひまり 当該事務をすることを求める者から、 |
| じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴 | じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴 |
| 収する。 | 収する。 |
| (1)~(315の4) 略 | (1)~(315の4) 略 |
| (315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法 | (315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法 |
| 律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項 | 律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項 |
| の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる | の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる |
| 区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により | 区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により |
| 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合 | 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合 |
| するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その | するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その |
| 額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金 | 額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金 |
| 額を加算した額) | 額を加算した額) |
| ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物 | ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物 |

| 全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計 | 全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計 |
|------------------------------|------------------------------|
| した額 | した額 |
| (ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人 | (ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人 |
| が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。) | が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。) |
| 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それ | 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それ |
| ぞれ同表の右欄に定める額 | ぞれ同表の右欄に定める額 |
| 区分 | 区分 |
| 適合証(低炭素化促進法第54条第1項各号 適合 | 適合証(低炭素化促進法第54条第1項各号 適合 |
| に掲げる基準に適合することを証する書類 証の | に掲げる基準に適合することを証する書類 証の |
| であって、エネルギーの使用の合理化等に一添付 | であって、エネルギーの使用の合理化に関係付 |
| 関する法律(昭和54年法律第49号)第76条 があ | する法律(昭和54年法律第49号)第76条第 があ |
| 第1項に規定する登録建築物調査機関又は る場 | 1 項に規定する登録建築物調査機関又は登 る場 |
| 登録任宅性能評価機関のうち知事が定める合 | 録住宅性能評価機関のうち知事が定めるも合 |
| ものが交付したものをいう。以下同じ。) | のが交付したものをいう。以下同じ。)の |
| の添付がない場合 | 添付がない場合 |
| 智 | |
| (イ)・(ウ) 器 | (イ)・(ウ) 路 |
| 2 1~ | イ~ド 系 |
| (315の6)~(328) 略 | (315の6)~(328) 略 |

| - | | |
|---|---|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 盤 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | ĸĢ | |
| | 施行す | |
| | 1 2 to 5 to | |
| | 月1日 | |
| | 附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 | |
| | | |
| 盤 | 所 条 例 は、 条 | |
| 7 | い の 変 | |